

下請代金支払遅延等防止法（下請法）クイズ

問 題

次の親事業者の事例は、それぞれ下請法上問題があるものでしょうか。

- ① 食料品の製造を下請事業者に委託しているA社は、販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、下請事業者に対して、下請代金の額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させた。
- ② 衣料品等の製造を下請事業者に委託しているB社は、販売期間終了後、下請事業者が納品した衣料品等の在庫商品の返品を行うに当たり、下請事業者に対し、返品にかかる送料を負担させた。
- ③ 機械器具等の製造を下請事業者に委託しているC社は、発注することを前提に通常よりも短期間での見積書の提出を下請事業者へ依頼していたところ、指定した日（発注予定日）までに見積書の提出がなかったことから、仕方なく口頭による発注を行った。見積書は、納品の前日に下請事業者から提出されたため、注文書の交付が納品日となってしまった。

【解答・解説】

- ① 下請法上問題がある（第4条第1項第3号：下請代金減額の禁止）

親事業者は、発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると「下請代金の減額の禁止」に違反します。

事例①の場合、本来であれば、下請代金に現品添付分の代金（発注時点の単価×現品添付数量）を追加すべきところ、下請代金の額はそのままにして、現品添付により納入数量を増加させていることから、実質的に1品あたりの単価が引き下げられて下請代金が支払われたこととなり、減額に該当することとなります。

- ② 下請法上問題がある（第4条第2項第3号：不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

親事業者は、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」に違反します。

事例②のように、販売期間が終了し、在庫となった商品を納品した下請事業者へ返品するための送料を負担させることは、下請事業者の利益を不当に害するものであり、不当な経済上の利益の提供要請に違反することとなります。

なお、事例②の場合は、販売期間終了後の在庫品の返品であることから、返品の禁止※（第4条第1項第4号）にも違反することとなります。

※ 親事業者は、下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者へ責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品することは問題ないが、それ以外の場合に受領後に返品すると「返品の禁止」に違反します。

- ③ 下請法上問題がある（第3条：書面の交付義務）

親事業者は、発注に際して、具体的な下請代金の額等の必要記載事項をすべて記載している書面（3条書面）を直ちに下請事業者へ交付する義務があります。

事例③の場合、見積書の提出の遅れを理由に口頭で発注を行い、下請代金の額が定められなかったとして、直ちに書面を交付していないことから、書面の交付義務に違反することとなります。

なお、3条書面の具体的な必要記載事項のうち、その内容が定められないことにつき正当な理由がある事項がある場合には、当該事項を記載せずにそれ以外の事項を記載した書面（当初書面）を下請事業者へ交付することが認められます。ただし、この場合には、記載しなかった事項について、内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければなりません。

また、当初書面に記載されていない事項について、その事項の内容が確定した後は、直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付する義務があるほか、これらの書面については相互の関連性を明らかにする必要があります。

ちなみに、事例③を当てはめた場合は、3条書面の必要記載事項のうち、下請代金の額が定められないケースではありますが、その内容が定められないことにつき正当な理由があるといったものに該当するものではなく、親事業者が余裕を持って見積もり提出依頼をすることにより書面による発注が可能であると思われま

下請代金支払遅延等防止法（下請法）の違反行為事例

今回は、東京都渋谷区に本店を置く、株式会社伊藤園（以下「伊藤園」といいます。）が、下請法の規定に違反する行為を行っていたことが認められたことから、平成30年2月5日に、公正取引委員会が同社に対し勧告を行った事例を紹介します。

1 違反事実の概要

- (1) 伊藤園は、小売業者等に販売する緑茶等の清涼飲料の製造を資本金の額が3億円以下の法人たる事業者へ委託しています（これらの事業者を以下「下請事業者」といいます。）。
- (2) 伊藤園は、平成28年6月から平成29年5月までの間、次のア及びイの行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていました。減額した金額は、総額1億1880万1404円です（下請事業者2名）。
 - ア 「特別協力金」^(注)を支払わせていました。
 - イ 前記アの「特別協力金」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料を支払わせていました。

(注)「特別協力金」 自社商品の販売促進のため、下請事業者へ支払った金銭のこと。

- (3) 伊藤園は、平成30年1月26日、下請事業者に対し、前記(2)の行為により減額した金額を支払っています。

2 勧告の概要

公正取引委員会は、伊藤園に対して、

- (1) 次の事項を取締役会の決議により確認すること
 - ア 前記1(2)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること
 - イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じないこと
 - (2) 今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないよう、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること
- 等を勧告しました。

3 解説

下請代金の減額の禁止（下請法第4条第1項第3号）

本件は、伊藤園が、「特別協力金」及び「特別協力金」を同社が指定した金融機関口座に振り込む際の振込手数料を支払わせていたものですが、下請法では、親事業者が、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずることを下請代金の減額として禁止しており、減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減額しても下請法違反となります。また、仮に親事業者と下請事業者との間で下請代金の減額等についてあらかじめ合意があったとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由なく減額に該当する行為を行っている場合は、下請法違反となります。

なお、下請代金の額を「減ずること」には、下請代金から減額する金額を差し引く方法のほか、親事業者の金融機関口座へ減額する金額を振り込ませる方法等も含まれます。

下請法の相談はこちらに

公正取引委員会事務総局 九州事務所 下請課

(電話 092-431-6032 <http://www.jftc.go.jp/>)